

令和5年度 第12回鹿屋市農業委員会総会議事録

1 日 時：令和6年3月22日（金） 午前8時58分から午前10時10分

2 場 所：鹿屋市役所7階大会議室

3 委 員

欠	新原 晃憲	出	畠井 孝二	出	藏ヶ崎 俊光	出	上野 輝男
出	大園 和幸	出	西ノ原 敏男	出	郷原 實行	出	福元 康光
出	寺下 幸弘	欠	田中 次男	出	堀之内 節子	出	木場 夏芳
出	中塩屋 均	出	田村 利秋	欠	泊 義秋		
出	園田 誠	出	有村 隆	出	村山 みつ子		
出	倉田 雪男	出	榎原 辰夫	欠	本田 淳子		

推進委員

出	鶴田 勉	出	西元 貞幸	出	中牧 龍次	欠	立元 和揮
出	永山 智哉	出	谷口 芳久	出	細川 健一	出	入佐 哲朗
出	持増 正	出	中尾 明德	出	矢野 嘉彦	欠	川崎 守
出	垣内 直人	出	上穂木 紀順	出	松元 渡		
欠	徳田 潤一	欠	有馬 研一	出	本村 ヤス子		
出	高田 裕幸	出	森園 浩美	出	福元 里美		

4 部外者出席

農 政 課 農業振興係 主任主事 前田 裕孝
 担い手育成係 主任主事 桃木 洋佑

5 事務局職員

局 長	宮地 智治
次長兼農地係長	税所 篤行
主幹兼振興係長	上之脇 秀輝
主 幹	前迫 篤弘
主 査	池畑 信幸
主任主事	角野 勝行
主 査	根木原 英一（吾平総合支所産業建設課）
主 査	囃師 竜太（輝北総合支所産業建設課）

6 総会日程 [議事]

- ・農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による計画決定について
- ・農地法第3条の規定による許可申請の処分決定について
- ・農地法第4条の規定による許可申請の意見決定について
- ・農地法第5条の規定による許可申請の意見決定について
- ・農業振興地域整備計画の変更に係る意見決定について
- ・農地の競売に係る買受適格証明願の承認について
- ・非農地証明について
- ・農地移動適正化あっせん申出について
- ・利用状況調査の結果に伴う非農地判断の決定について
- ・贈与税の納税猶予に関する適格者証明について
- ・農地法第18条第6項の規定による解約等の通知について
- ・令和6年度農作業標準賃金及び農作業料金について
- ・令和6年度農地賃借料について
- ・令和6年度の総会・調査等の日程について
- ・令和6年度調査員割当表について
- ・令和6年度農業委員会事務局当初予算概要について
- ・鹿屋市遊休農地解消対策事業の要領改正について

7 議事経過 別紙のとおり

8 署名委員 有村 隆 委員 ・ 榎原 辰夫 委員

本日の会議顛末について、会長は職員をしてこの会議録を調製せしめ、委員と共に署名する。

鹿屋市農業委員会会長

鹿屋市農業委員

鹿屋市農業委員

令和5年度 第12回鹿屋市農業委員会総会議事録

令和6年3月22日（金） 開会 午前8時57分 閉会 午前10時10分

鹿屋市役所7階大会議室

局長 皆さん、ご起立下さい。姿勢を正してください。

「一同礼」

着席してください。

議長 ただいまから、令和5年度第12回鹿屋市農業委員会総会を開会します。

事務局長に委員の出席状況を報告させます。

局長 本日の、欠席は、新原委員、田中委員、泊委員、本田委員の4名です。出席委員数は、17名で定数に達していますので、総会は成立していることを報告します。

なお、推進委員の欠席は、徳田委員、有馬委員、立元委員、川崎委員の4名です。鹿屋市農業委員会規則第13条の規定により、議長は会長が務めることとなっていますので、以降の議事の進行は、木場会長にお願いします。

議長 鹿屋市農業委員会規則第31条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議席番号11番の有村委員と12番の榎原委員を指名します。本日の会議書記は、事務局職員の前迫主幹を指名します。

これより議事に入ります。1頁、議案第82号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による計画決定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

上之脇 議案第82号につきましては、1頁から91頁です。初めに利用権設定について、2頁で説明します。公告年月日は、令和6年3月25日です。合計面積は、29万413㎡、うち更新分13万897㎡、内訳として、田が9万5千13㎡、畑が19万5千400㎡です。利用権を設定する者が147人、設定を受ける者が59人です。始期は、いずれも令和6年4月1日です。期間は、1年、2年、3年、5年、6年、8年、9年、10年、20年、30年です。次の3頁から76頁は、設定期間、権利区分及び設定内容別です。

初めに3頁です。

次の1番から5頁の5番までは、設定期間が1年です。1番、2番は、賃借権で再設定。

次に、4頁、3番は、賃借権で再設定。4番は、使用貸借権で再設定。

次に、5頁、5番は、使用貸借権で再設定。

次の6番から6頁の7番までは、設定期間が2年です。6番は、使用貸借権で新規設定。

次に、6頁、7番は、使用貸借権で新規設定。

次に、7頁、次の8番から11頁の16番までは、設定期間が3年です。8番、9番は、賃借権で新規設定。

次に、8頁、10番は、賃借権で新規設定。11番は、使用貸借権で新規設定。

次に、9頁、12番は、賃借権で新規設定。13番は、賃借権で再設定。

次に、10頁、14番、15番は、賃借権で再設定。

次に、11頁、16番は、賃借権で再設定。

次の17番から42頁の76番までは設定期間が5年です。17番は、賃借権で新規設定。

次に、12頁、18番、19番は、賃借権で新規設定。

次に、13頁、20番は、賃借権で新規設定。21番は、使用貸借権で新規設定。

次に、14頁、22番、23番は、賃借権で新規設定。

次に、15頁、24番、25番は、賃借権で新規設定。

次に、16頁、26番、27番は、賃借権で新規設定。

次に、17頁、28番、29番は、賃借権で新規設定。

次に、18頁、30番、31番は、賃借権で新規設定。

次に、19頁、32番、33番は、賃借権で新規設定。

次に、20頁、34番、35番は、賃借権で新規設定。

次に、21頁、36番は、使用貸借権で新規設定。37番は、賃借権で新規設定。

次に、22頁、38番、39番は、賃借権で新規設定。

次に、23頁、40番、41番は、使用貸借権で新規設定。

次に、24頁、42番、43番は、賃借権で新規設定。

次に、25頁、44番、45番は、使用貸借権で新規設定。

次に、26頁、46番は、使用貸借権で新規設定。47番は、賃借権で新規設定。

次に、27頁、48番、49番は、賃借権で新規設定。

次に、28頁、50番、51番は、賃借権で新規設定。

次に、29頁、52番、53番は、賃借権で新規設定。

次に、30頁、54番、55番は、使用貸借権で新規設定。

次に、31頁、56番は、賃借権で新規設定。57番は、賃借権で再設定。

次に、32頁、58番は、使用貸借権で再設定。59番は、賃借権で再設定。

次に、33頁、60番、61番は、賃借権で再設定。

次に、34頁、62番は、賃借権で再設定。63番は、使用貸借権で再設定。

次に、35頁、64番、65番は、賃借権で再設定。

次に、36頁、66番は、使用貸借権で再設定。67番は、賃借権で再設定。

次に、37頁、68番、69番は、賃借権で再設定。

次に、38頁、70番は、使用貸借権で再設定。71番は、賃借権で再設定。

次に、39 頁、72 番は、使用貸借権で再設定。

次に、40 頁、73 番は、賃借権で再設定。74 番は、議事参与制限にあたりますので後ほど説明します。

次に、41 頁、75 番、76 番は、農業委員会の取決め制限にあたりますので後ほどまとめて説明します。

次に、42 頁、次の 77 番から 49 頁の 90 番までは、設定期間が 6 年です。77 番、78 番は、賃借権で新規設定。

次に、43 頁、79 番、80 番は、賃借権で新規設定。

次に、44 頁、81 番は、賃借権で再設定。

次に、45 頁、82 番、83 番は、賃借権で再設定。

次に、46 頁、84 番、85 番は、賃借権で再設定。

次に、47 頁、86 番、87 番は、賃借権で再設定。

次に、48 頁、88 番、89 番は、議事参与制限にあたりますので後ほどまとめて説明します。

次に、49 頁、90 番は、議事参与制限にあたりますので後ほど説明します。

次の 91 番から 51 頁の 93 番までは、設定期間が 8 年です。91 番は、賃借権で新規設定。

次に、50 頁、92 番、93 番は、議事参与制限にあたりますので後ほどまとめて説明します。

次に、51 頁、次の 94 番から 52 頁の 95 番までは、設定期間が 9 年です。94 番は、賃借権で新規設定。

次に、52 頁、95 番は、賃借権で新規設定。

次の 96 番から 75 頁の 137 番までは、設定期間が 10 年です。96 番は、賃借権で新規設定。

次に、53 頁、97 番は、賃借権で新規設定。

次に、54 頁、98 番、99 番は、賃借権で新規設定。

次に、55 頁、100 番、101 番は、賃借権で新規設定。

次に、56 頁、102 番、103 番は、賃借権で新規設定。

次に、57 頁、104 番、105 番は、賃借権で新規設定。

次に、58 頁、106 番、107 番は、賃借権で新規設定。

次に、59 頁、108 番、109 番は、賃借権で新規設定。

次に、60 頁、110 番、111 番は、賃借権で新規設定。

次に、61 頁、112 番、113 番は、賃借権で新規設定。

次に、62 頁、114 番は、賃借権で新規設定。

次に、63 頁、115 番、116 番は、賃借権で新規設定。

次に、64 頁、117 番、118 番は、賃借権で新規設定。

次に、65 頁、119 番、120 番は、賃借権で新規設定。

次に、66 頁、121 番、122 番は、賃借権で新規設定。

次に、67 頁、123 番、124 番は、賃借権で再設定。

次に、68 頁、125 番、126 番は、賃借権で再設定。

次に、69 頁、127 番、128 番は、賃借権で再設定。

次に、70 頁、129 番は、使用貸借権で再設定。130 番は、賃借権で再設定。

次に、71 頁、131 番、132 番は、賃借権で再設定。

次に、72 頁、133 番は、賃借権で再設定。134 番は、使用貸借権で再設定。

次に、73 頁、135 番、136 番は、賃借権で新規設定。

次に、74 頁、137 番は、使用貸借権で再設定。

次に、75 頁、次の 138 番は、設定期間が 20 年です。138 番は、賃借権で新規設定。

次の 139 番は、設定期間が 30 年です。139 番は、使用貸借権で新規設定。以上です。

議長 　ただいま事務局から説明がありました、3 頁から 76 頁までの 139 件の利用権設定ですが、40 頁の 5 年もの 74 番が、鹿屋市農業委員会規則第 26 条の規定に基づく議事参与の制限にあたりますので、有村委員に退席をいただき審議します。

（有村委員：退席）

事務局の説明をお願いします。

上之脇 　40 頁の 74 番は、借人、有村委員が賃借権の再設定を行うもので、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の要件を満たしていると考えます。以上です。

議長 　有村委員に係る 5 年もの 1 件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

（有村委員：着席）

有村委員に係る案件は、申請どおり許可と決定しました。

次に、41 頁の 5 年もの 75 番と 76 番が、農業委員会の取り決め制限にあたりますので、入佐委員に退席をいただき審議します。

（入佐委員：退席）

事務局の説明をお願いします。

上之脇 　41 頁の 75 番及び 76 番は、借人、入佐委員が賃借権の再設定を行うもので、農業経営基

盤強化促進法第 18 条第 3 項の要件を満たしていると考えます。以上です。

議 長 入佐委員に係る 5 年もの 2 件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

(入佐委員：着席)

入佐委員に係る案件は、申請どおり許可と決定しました。

次に、48 頁の 6 年もの 88 番と 89 番が、議事参与の制限にあたりますが、新原委員が欠席のためこのまま審議します。事務局の説明をお願いします。

上之脇 48 頁の 88 番及び 89 番は、借人、新原委員が賃借権の新規設定及び再設定を行うもので、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の要件を満たしていると考えます。以上です。

議 長 新原委員に係る 6 年もの 2 件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

次に、49 頁の 6 年もの 90 番と、50 頁の 8 年もの 92 番と 93 番が、議事参与の制限にあたりますので、福元副会長に退席をいただき審議します。

(福元副会長：退席)

事務局の説明をお願いします。

上之脇 49 頁の 90 番、50 頁の 92 番及び 93 番は、借人、福元副会長の関連する法人が賃借権の再設定及び新規設定を行うもので、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の要件を満たしていると考えます。以上です。

議 長 福元副会長に係る 6 年もの 1 件と 8 年もの 2 件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

(福元副会長：着席)

福元副会長に係る案件は、申請どおり許可と決定しました。次に残りの 131 件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

次に、77 頁、「農業経営基盤強化促進法に基づく所有権移転について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

上之脇 所有権移転につきましては、77 頁から 82 頁です。まず、77 頁で説明します。

公告年月日は令和 6 年 3 月 25 日、合計面積は、2 万 6 千 721 m²です。内訳としまして、

田が7千159㎡、畑が1万9千562㎡です。所有権を移転する者が9人、所有権の移転を受ける者が9人です。

次に78頁、次の1番から80頁の6番、81頁の8番から82頁の9番までは全て所有権移転協議が成立したものですのでお目通し願います。なお、81頁の7番については、農業委員会の取決め制限にあたりますので後ほど説明します。以上です。

議長 ただいま説明がありました、78頁から82頁までの9件の所有権移転協議ですが、81頁の7番が、農業委員会の取り決め制限にあたりますので、中牧委員に退席をいただき審議します。

(中牧委員：退席)

事務局の説明をお願いします。

上之脇 81頁の7番は、譲受人の中牧委員が、所有権移転を受けるもので、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしていると考えます。以上です。

議長 中牧委員に係る案件1件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

(中牧委員：着席)

中牧委員に係る案件は、申請どおり許可と決定しました。

次に残りの8件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

次に、83頁、「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

上之脇 中間管理権設定につきましては、83頁から91頁です。まず83頁で説明します。公告年月日は、令和6年3月25日です。合計面積は、3万9千25㎡で、うち、田が1万7千151㎡、畑が2万1千874㎡です。利用権を設定する者が14人、利用権の設定を受ける者が10人です。始期は全て、令和6年3月31日で、期間は3年、5年、6年、10年です。84頁をご覧ください。

次の1番は、設定期間が3年です。1番は、賃借権で再設定。次の2番から85頁の3番までは、設定期間が5年です。2番は、使用貸借権で新規設定。

次に、85頁、3番は、賃借権で新規設定。

次に、86頁、次の4番から87頁の6番までは、設定期間が6年です。4番、5番は、賃借権で再設定。

次に、87 頁、6 番は、賃借権で再設定。次の 7 番から 91 頁の 15 番までは、設定期間が 10 年です。7 番は、賃借権で新規設定。

次に、88 頁、次の 8 番は、農業委員会の取決め制限にあたりますので後ほど説明します。9 番は、賃借権で新規設定。

次に、89 頁、10 番、11 番は、賃借権で新規設定。

次に、90 頁、12 番は、賃借権で再設定。13 番は、賃借権で新規設定。

次に、91 頁、14 番、15 番は、賃借権で新規設定。以上です。

議 長 ただいま説明がありました、84 頁から 91 頁までの中間管理権設定 15 件ですが、88 頁の 10 年もの 8 番が、農業委員会の取決め制限にあたりますので、中牧委員に退席をいただき審議します。

(中牧委員：退席)

事務局の説明をお願いします。

上之脇 88 頁の 8 番は、借人である中牧委員が賃借権の再設定を行うもので、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の要件を満たしていると考えます。以上です。

議 長 中牧委員に係る 10 年もの 1 件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

(中牧委員：着席)

中牧委員に係る案件は、申請どおり許可と決定しました。

次に残りの 14 件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

次に 92 頁、議案第 83 号「農地法第 3 条の規定による許可申請の処分決定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

上之脇 議案第 83 号につきましては、92 頁から 95 頁です。今回は、所有権移転が 17 件です。

初めに、92 頁です。1 番は、畑が 1 筆で 1 千 332 m²の売買です。2 番は、田が 2 筆で 280 m²の売買です。3 番は、畑が 1 筆で 1 千 847 m²の売買です。4 番は、畑が 2 筆で 1 千 940 m²の売買です。5 番は、畑が 1 筆で 517 m²の贈与です。

次に、93 頁です。6 番は、畑が 2 筆で 5 千 389 m²の贈与です。7 番は、畑が 4 筆で 1 万 170 m²の贈与です。8 番は、畑が 1 筆で 94 m²の売買です。9 番は、田が 3 筆で 1 千 153 m²の売買です。

次に、94 頁です。10 番は、畑が 1 筆で 301 m²の売買です。11 番は、畑が 1 筆で 1 千 9.66

m²の売買です。12番は、田が1筆で875 m²の売買です。13番は、畑が1筆で958 m²の贈与です。次の14番から95頁の17番までは全て記載のとおりです。以上です。

議長 　ただいま、事務局から説明がありましたが、調査がなされていますので、94頁の14番と95頁の15番を郷原委員に、95頁の16番と17番を細川委員に、報告をお願いします。

郷原 　議席番号14番の郷原です。去る3月13日、記載の2名と事務局で、農地法第3条の申請に伴う現地調査を行いましたので、報告します。

　まず、94頁の14番です。申請者は市外の農地所有適格化法人で、畑2筆を購入するもので、農作業に必要な農機具等は確認できました。取得する農地では、島ラッキョウや、島ニンニクを作付けするとのことでした。

　次に、95頁の15番です。申請者は市内の社会福祉法人で、畑1筆を購入するもので、機械類は使用せず、入所者が手作業により耕作するとのことでした。取得する農地では、甘藷、大根、玉ねぎなどを作付けするとのことでした。

　以上、農地の全てを効率的に利用して、耕作を行うと認められることから、農地法第3条第2項各号には該当しないと判断されるため、調査員としましては、3条の許可要件を満たしていると判断いたしました。以上です。

細川 　推進委員の細川です。去る3月13日、記載の2名と事務局で、農地法第3条の申請に伴う現地調査を行いましたので、報告します。

　まず、95頁の16番です。申請者は市内の方で、畑1筆を購入するもので、農作業に必要な農機具等は確認できました。取得する農地では、露地野菜を作付けするとのことでした。

　次に、17番です。申請者は市外の方で、知人から畑1筆の贈与を受けるもので、農作業に必要な農機具等は確認できました。取得する農地では、人参を作付けするとのことでした。

　以上、農地の全てを効率的に利用して、耕作を行うと認められることから、農地法第3条第2項各号には該当しないと判断されるため、調査員としましては、3条の許可要件を満たしていると判断いたしました。以上です。

議長 　ただいま、説明、報告がありました17件について、ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

　次に、96頁、議案第84号「農地法第4条の規定による許可申請の意見決定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

上之脇 　議案第84号につきましては、96頁です。今回は、1件です。1番は、記載のとおりで

す。以上です。

議 長 　　ただいま、事務局から説明がありましたが、調査がなされていますので、96 頁の 1 番を蔵ヶ崎委員に、報告をお願いします。

蔵ヶ崎 　　議席番号 13 番の蔵ヶ崎です。去る 3 月 13 日、記載の 2 名と事務局で農地法第 4 条申請の現地調査を実施しましたので報告をいたします。

96 頁の 1 番ですが、申請地は吾平町下名真戸原地内に位置し、申請地付近は 10ha 以上の農地の広がりがなく、土地改良事業も未施行であることから、第 2 種農地と判断されます。申請者は市内の方で、申請地を山林として整備する計画です。周辺は小集団の生産性の低い農地で、他のいずれの要件にも該当しないため、第 2 種農地の許可要件である「その他の農地」に該当すると判断しました。

以上、排水対策も行う計画で、周辺農地に悪影響を及ぼす恐れがないことから、調査員としては、転用は支障がないと判断しました。以上です。

議 長 　　ただいま、説明、報告がありました 1 件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可意見を付して県へ進達します。

次に、97 頁、議案第 85 号「農地法第 5 条の規定による許可申請の意見決定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

上之脇 　　議案第 85 号につきましては、97 頁から 98 頁です。97 頁をご覧ください。

1 番は、事務所兼駐車場を整備するもので、農地区分は 3 の 5 です。

2 番は、一般住宅を整備するもので、農地区分は 3 の 5 です。

3 番は、建築条件付土地を整備するもので、農地区分は 1 の 3 です。なお、令和 5 年度第 6 回総会審議済みです。

4 番は、道路拡幅を行うもので、農地区分は 1 の 6 です。なお、令和 5 年度第 4 回総会審議済みです。

次の 98 頁の 5 番から 8 番までは、記載のとおりです。以上です。

議 長 　　ただいま、事務局から説明がありましたが、調査がなされていますので、98 頁の 5 番と 6 番を有村委員に、7 番を西元委員に、8 番を蔵ヶ崎委員に報告をお願いします。

有 村 　　議席番号 11 番の有村です。去る 3 月 12 日、記載の 2 名と事務局で農地法第 5 条申請の現地調査を実施しましたので報告をいたします。

まず、98 頁の 5 番ですが、申請地は鹿屋工業高校の東に位置し、申請地付近は、10ha 以上の農地の広がりがなく、土地改良事業は未施工ですが、住宅地の連たんする街区内に位置することから、第 3 種農地と判断されます。申請者は市内の方で、所有する駐車場に

鉄塔が建設されるため、隣接する申請地に駐車場及び貸資材置場を整備する計画です。申請地は、街区に占める宅地の面積の割合が40%を超えている区域内にあることから、第3種農地の許可要件である「街区内4割超住宅化農地」に該当すると判断しました。

次に、6番ですが、申請地は鹿屋旭原郵便局の西に位置し、申請地付近は、10ha以上の農地の広がりがなく、土地改良事業は施行済みですが、住宅地の連たんする街区内に位置することから、第3種農地と判断されます。申請者は市外の法人で、申請地に駐車場及び資材置場を整備する計画です。申請地は、街区に占める宅地の面積の割合が40%を超えている区域内にあることから、第3種農地の許可要件である「街区内4割超住宅化農地」に該当すると判断しました。

以上、5番及び6番は排水施設も整備する計画で、周辺農地に悪影響を及ぼす恐れがないことから、調査員としては、転用は支障がないと判断しました。以上です。

西元 推進委員の西元です。去る3月12日、記載の2名と事務局で農地法第5条の一時転用申請に伴う現地調査を実施しましたので報告いたします。98頁の7番ですが、申請地は、鹿屋市東地区学習センターの南に位置し、申請地付近は10ha以上の農地の広がりがある、農用地区域内農地です。転用事業者は、令和3年2月15日に農地法第5条の一時転用許可を受け、農地に支柱を立てて、営農を継続しながら上空に太陽光パネルを設置する、営農型太陽光発電施設を整備しましたが、一時転用の許可期限である3年間を経過したことから、継続のため一時転用の許可申請を行うものです。申請地では、所有者の農業法人がサカキを栽培しています。転用の期間は3年間となります。調査は、令和2年度第7回総会で決定しました営農型太陽光発電施設の審査項目に基づき審査を行いました。農作物の収量については、サカキは遮光率が50%以内であれば、生育に支障はないとの試験結果があり、パネルの配置や、既に完成した施設の構造から平均単収の8割は確保する見込みがあると判断しました。農作業への支障については、支柱は高さが2.2mで農作業への支障はないと思われます。周辺農地への日照の影響については、隣接する農地との間に緩衝地を設ける計画であり、悪影響を及ぼすことはないと判断しました。また、雨水排水の処理については、周辺農地へ流出するおそれがないことから、支障はないと判断しました。

以上のことから、7番の営農型太陽光発電施設の設置による一時転用については、調査員としては、支障がないと判断しました。以上です。

藏ヶ崎 議席番号13番の藏ヶ崎です。去る3月13日、記載の2名と事務局で農地法第5条申請の現地調査を実施しましたので報告をいたします。

まず、98頁の8番ですが、申請地は上小原小学校の北に位置し、申請地付近は10ha以上の農地の広がりがあり、土地改良事業も施行済みであることから、第1種農地と判断さ

れます。申請者は市内の方で、申請地に一般住宅を整備する計画です。周辺は、集落につながる場所で、第1種農地の許可要件である「集落接続施設」に該当すると判断しました。

以上、排水施設も整備する計画で、周辺農地に悪影響を及ぼす恐れがないことから、調査員としては、転用は支障がないと判断しました。以上です。

議長 　ただいま、説明、報告がありました8件について、ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可意見を付して県へ進達します。

次に、99頁、議案第86号「農業振興地域整備計画の変更に係る意見決定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

上之脇 　議案第86号につきましては、99頁から102頁です。99頁で説明します。右下の表をご覧ください。今回は3件です。対象面積は、畑が2千358.25㎡です。次の100頁から102頁は、付近見取図及び施設配置計画図となっています。以上です。

議長 　ただいま、事務局から説明がありましたが、調査がなされていますので、99頁の1番から3番までを、榎原委員に報告をお願いします。

榎原 　議席番号12番の榎原です。去る3月12日、記載の委員と事務局で農業振興地域整備計画の変更に係る現地調査を行いましたので報告します。99頁をご覧ください。

まず、1番ですが農振除外の申し出です。周辺図等は100頁です。申請人は、市内の方で、申請地に一般住宅、車庫及び物置を建設する計画です。申請地は、旧高須中学校の北東に位置し、10ha以上の農地の広がりがある第1種農地です。既存の農業用施設用地を分筆し、宅地に地目変更した上で、相談地と一体的に開発するなど、特定の要件を満たせば転用許可の見込みがあると判断しました。

次に、2番ですが農振除外の申し出です。周辺図等は101頁です。申請人は、市内の法人で、申請地に事務所及び駐車場を建設、整備する計画です。申請地は、西祓川町集落センターの北西に位置し、10ha以上の農地の広がりがある第1種農地です。申請地の周囲には、集落が形成されており、その集落に接続することから、許可基準である「集落接続施設」に該当し、転用許可の見込みがあると判断しました。

以上、1番及び2番については、排水施設等も整備する計画であり、周辺農地に悪影響を及ぼすおそれがないことから、調査員としましては、農振除外について支障はないと判断しました。

次に3番ですが、周辺図等は102頁をご覧ください。農振除外の申し出です。申請人は市内の方で、申請地は鹿屋東中学校の北西に位置し、申請地に一般住宅及び自動車整備工場を建設、整備する計画ですが、地目が農地ではないため、農地法の適用を受けないと考

えます。以上です。

議長 　　ただいま、説明、報告がありました3件について、ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可意見を付して市長部局へ進達します。

次に、103頁、議案第87号「農地の競売に係る買受適格証明願いの承認について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

上之脇 　　議案第87号につきましては、103頁です。今回、裁判所の競売に参加するために、買受適格証明願が提出されました。記載のとおりです。以上です。

議長 　　ただいま、事務局から説明がありましたが、調査がなされていますので、103頁の1番を、郷原委員に、報告をお願いします。

郷原 　　議席番号14番の郷原です。去る3月13日に、記載の2名の委員と事務局で、申請者が農地の買受者として適格か、農地法第3条申請と同等の調査を行いましたので報告いたします。103頁の1番ですが、申請者は、市外の農事組合法人で、法人登記からも農地所有適格法人としての確認ができ、今回、競売に出されている農地を取得した場合には、自社で生産・出荷する平飼い鶏用の飼料を作付けすることです。競売落札後は、市内の農事組合法人の代表が組合員となることとであり、農機具等の確認もできました。

このことから、常時、農作業に従事し、農地の全てを効率的に利用し、耕作を行うと認められることから、調査員としましては、農地の買受適格者であると判断いたしました。以上です。

議長 　　ただいま、説明、報告がありました1件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ということで、申請書どおり買受適格者である旨の証明書を発行します。

なお、この案件は、今回の総会で承認された案件ですので、今後、3条申請が提出されたときは、会長の専決処分とすることにご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、本件に係る3条申請は、会長専決処分とします。

次に、104頁、議案第88号「非農地証明について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

上之脇 　　議案第88号につきましては、104頁から105頁です。今回は6件です。104頁の1番から105頁の6番までは、全て記載のとおりです。以上です。

議長 　　ただいま、事務局から説明がありましたが、調査がなされていますので104頁の1番と2番を垣内委員に、104頁の3番から105頁の6番までを永山委員に報告をお願いします。

垣内 推進委員の垣内です。去る3月12日、記載の委員と事務局で非農地証明について調査を行いましたので報告します。

まず、104頁の1番です。申請地は、鹿屋東地区学習センターの北西に位置し、平成10年頃から店舗敷地として利用されていたとのことでした。周囲の状況から20年以上経過していると判断され、周囲の農地への影響もなく、畑への復元も困難であることから、非農地証明を行うことは支障がないと判断しました。

次に2番です。申請地は、鹿屋市民族館の東に位置し、昭和年代から山林化しているとのことでした。周囲の状況から20年以上経過していると判断され、周囲の農地への影響もなく、畑への復元も困難であることから、非農地証明を行うことは支障がないと判断しました。以上です。

永山 推進委員の永山です。去る3月13日、記載の委員と事務局で非農地証明について調査を行いましたので報告します。

104頁の3番ですが4番と関連がありますので併せて報告します。申請地は、串良さくら温泉の南西に位置し、3番は昭和51年頃から畜舎敷地として利用しており、4番は昭和63年頃から山林化しているとのことでした。周囲の状況から20年以上経過していると判断され、周囲の農地への影響もなく、畑への復元も困難であることから、非農地証明を行うことは支障がないと判断しました。

次に105頁の5番です。申請地は、横山集落センターの東に位置し、昭和52年頃から住宅敷地として利用しているとのことでした。周囲の状況から20年以上経過していると判断され、周囲の農地への影響もなく、畑への復元も困難であることから、非農地証明を行うことは支障がないと判断しました。

次に6番です。申請地は、白水簡易郵便局の北東に位置し、昭和年代から山林化しているとのことでした。周囲の状況から20年以上経過していると判断され、周囲の農地への影響もなく、畑への復元も困難であることから、非農地証明を行うことは支障がないと判断しました。以上です。

議長 ただいま説明、報告がありました6件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、農地に該当しない旨の非農地証明を発行します。

次に、106頁、議案第89号「農地移動適正化あっせん申出について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

上之脇 議案第89号につきましては、106頁から108頁です。今回新たに、譲渡希望が106頁の1番から107頁の14番までの14件ですのでお目通し願います。なお、106頁の1番から

4番、6番及び8番、107頁の11番及び14番は、賃貸借でも可としております。

次に、賃貸借希望が108頁の1番から7番までの7件ですのお目通し願います。

なお、1番、2番は無償、7番は無償でも可としております。以上です。

議長 　ただいま、事務局から新たな申出農用地について説明がありました。これらの案件は、議長からあっせん委員の指名をします。

106頁、土地の所有者からの譲渡希望の1番を園田委員と徳田委員に、2番を倉田委員と高田委員に、3番と4番を畠井委員と西元委員に、5番を郷原委員と細川委員に、6番を榎原委員と森園委員に、7番を堀之内委員と矢野委員に、8番を郷原委員と細川委員に、107頁の9番と10番を中塩屋委員と垣内委員に、11番を畠井委員と西元委員に、12番を新原委員と鶴田委員に、13番の一筆目を倉田委員と高田委員に、二筆目を村山委員と本村委員に、14番を倉田委員と高田委員にお願いします。

108頁、賃貸借希望の1番と2番を福元副会長と入佐委員に、3番を畠井委員と西元委員に、4番を郷原委員と細川委員に、5番を村山委員と本村委員に、6番を堀之内委員と矢野委員に、7番を榎原委員と森園委員にお願いします。

次に、109頁、議案第90号「利用状況調査の結果に伴う非農地判断の決定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

上之脇 　議案第90号につきましては、109頁から118頁です。今回の非農地判断については、令和5年7月21日から9月22日までの期間で実施した利用状況調査の結果を基に、B分類と判断された農地の中で、今後農地として復元することが非常に困難な農地を選別しております。非農地判断を行う対象農地の内訳は、田が12筆、6千460㎡、畑が27筆、2万4千933㎡、合計で39筆、3万1千393㎡の農地を農家台帳から削除する予定です。詳細については、記載のとおりですのお目通しください。

なお、所有者への通知についてですが、登記名義人が死亡している農地が多数見受けられるため、相続人代表等に通知を行う予定でいます。以上です。

議長 　ただいま説明がありました109頁から118頁までの、39筆について、農地に該当しないことに、ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、農地に該当しない旨を決定します。

次に、119頁、議案第91号「贈与税の納税猶予に関する適格者証明について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

上之脇 　議案第91号につきましては、119頁です。贈与税については、農業者が農業後継者に農地を贈与し、贈与を受けた農業後継者が引続き耕作を行う場合には納税が猶予される制度

です。今回、農業後継者から納税猶予に関する適格者の証明願いがあったものです。以上です。

議 長 　　ただいま、事務局から説明がありましたが、調査がなされていますので、119 頁の 1 番について園田委員に報告をお願いします。

園 田 　　議席番号 5 番の園田です。去る 3 月 14 日に、私と事務局で、贈与税の納税猶予に関する贈与を受けた者が適格要件に該当するか、調査を行いましたので報告いたします。119 頁をご覧ください。贈与を受けた方は贈与者の息子で、昭和 52 年より茶農家として農業経営を行っている認定農家でもあります。今後も継続して農業を営むことが確認できたことから、調査員としては、贈与を受けた者が、贈与税の納税猶予に関する適格要件をすべて満たしていると判断いたしました。以上です。

議 長 　　ただいま、説明、報告がありました 1 件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、適格者である旨の証明書を発行します。

次に、120 頁、「農地法第 18 条第 6 項の規定による解約等の通知について」の報告です。事務局の説明をお願いします。

上之脇 　　資料 120 頁をご覧ください。合意解約につきましては、120 頁から 146 頁です。今回は 50 件で、これらは全て、記載のとおり農地法第 18 条第 6 項の規定により双方合意のもと、解約の通知書が提出されています。お目通し願います。以上です。

議 長 　　ただいまの報告のとおり、120 頁から 146 頁まで 50 件の合意解約です。報告しておきます。

次に、2 月 22 日の運営委員会で協議した報告案件 5 件について、委員長の私から概要を報告します。別冊の資料 1 「令和 5 年度第 12 回鹿屋市農業委員会総会報告事項」をご覧ください。

まず、1 頁です。令和 6 年度農作業標準賃金及び農作業料金については、農協等からの情報です。参考にしてください。

次に、2 頁、令和 6 年度農地賃借料では、令和 5 年 1 月から 12 月までに締結された賃借の 10a あたりの額です。参考にしてください。

次に、3 頁からは、令和 6 年度の総会・調査等の日程です。

次に、6 頁、令和 6 年度調査員割当です。よろしく願います。

次に、7 頁、令和 6 年度農業委員会事務局当初予算概要については、前年度より 343 万 9 千円の増額となっています。増額の主な要因は、タブレットの購入経費、各種研修費及び遊休農地解消事業の拡充の増額というものでありました。報告は、以上であります。

何かございませんか。

次に、鹿屋市遊休農地解消対策事業の要領改正について報告です。事務局の説明をお願いします。

上之脇 右上に「資料2」と記載のある「鹿屋市遊休農地解消対策事業の要領改正について」をご覧ください。遊休農地解消対策事業につきましては、平成22年から実施しております。

この事業は、農業生産性の向上を図る目的とし遊休農地の解消事業を行う認定農業者や担い手農家等に対して補助金を交付することにより、遊休農地を解消し鹿屋市農業の振興及び農地の集積を図ることを目的としている事業です。

今回、要領改正につきましては、「2補助限度額等改正の概略」に記載しておりますとおり、これまで遊休農地解消事業の対象農地は、緑区分（簡易な除草等で解消できる農地）に特化した事業実施となっておりましたが、次の4つの点を変更しました。

1つ目に黄区分（重機等を用いて整備すれば耕作できる農地）を対象農地に加える

2つ目に今までの補助限度額（10a当り）3万円から（10a当り）5万円に増額したことと、黄区分の（10a当り）30万円を新設したこと

3つ目に事業費負担割合を業者施行と本人施行と区別していたものを統一

4つ目に解消面積（目標値）を400aから700aへ拡充

以上4点を拡充により、事業を活用する農家の自己負担の軽減とともに、遊休農地の解消・農地の集積率の向上を図ります。以上です。

議長 ただいま、事務局から説明をしましたが、何かございませんか。

「なし」

以上で、第12回総会に付議された議案審議及び報告は全て終了しました。

次に、その他に入ります。委員の方々から、何かありませんか。

「なし」

事務局から何かありませんか

局長 それでは、4月の調査委員を申し上げます。

4月12日、金曜日、4条・5条の調査が、堀之内委員、川崎委員でございます。

4月12日、金曜日、農振調査が、泊委員、徳田委員でございます。

4月15日、月曜日、4条・5条の調査が、上野委員、高田委員でございます。

4月15日、月曜日、3条調査が、本田委員、西元委員でございます。

4月の総会は、4月23日、火曜日の9時から市役所7階大会議室となります。

次長 3月分の活動報告書については、事務処理の関係で4月5日、金曜日までに必ず提出をお願いします。

議 長 他にありませんか。推進委員さんから本日の議事に対し伺いたいことはありませんか。
なければ、これを持ちまして令和5年度第12回鹿屋市農業委員会総会を閉会します。

局 長 それでは、皆さん、ご起立下さい。姿勢を正してください。

「一同礼」

(閉 会)